ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　判断の基準等 1－1　判断の基準 (1)　［略］ (2)　製造事業者等は、目標年度（令和７年４月１日に始まり令和８年３月31日に終わる年度）から令和９年度までの各年度において国内向けに出荷するガス温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第２表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下３桁を切り捨てた小数点以下２桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。 第２表 表　［略］ 備考 1～3　［略］ 4　「壁貫通型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（ＢＦ）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。以下同じ。 5　「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。以下同じ。 6　［略］ 7　「強制排気式」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（ＦＥ）の機器をいう。以下同じ。 8　「レンジフード一体型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（ＦＦ―Ｗ）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40ミリメートル以下の機器をいう。以下同じ。 9　「従来型」とは、日本産業規格Ｓ2091（2013）の4.4のａ）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。以下同じ。 (3)　製造事業者等は、目標年度（令和10年４月１日に始まり令和11年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第３表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下３桁を切り捨てた小数点以下２桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。	1　判断の基準等 1－1　判断の基準 (1)　［略］ (2)　製造事業者等は、目標年度（令和７年４月１日に始まり令和８年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第２表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下３桁を切り捨てた小数点以下２桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。 第２表 表　［略］ 備考 1～3　［略］ 4　「壁貫通型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（ＢＦ）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。 5　「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格Ｓ2092（2010）の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。 6　［略］ 7　「強制排気式」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（ＦＥ）の機器をいう。 8　「レンジフード一体型」とは、日本産業規格Ｓ2092（2010）の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（ＦＦ―Ｗ）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40ミリメートル以下の機器をいう。 9　「従来型」とは、日本産業規格Ｓ2091（2013）の4.4のａ）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。 ［新設］